

地球温暖化問題に関する懇談会
政策手法分科会（第3回）

平成20年9月17日(水)
8:00～10:00
経済産業省1014共用会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 議事

(1) 排出量取引の国内統合市場の試行的実施について

配 布 資 料

※資料1 試行的実施についての基本的考え方

※資料2 論点の整理

※資料3 各委員提出資料

3-1 植田委員提出資料

3-2 枝廣委員提出資料

3-3 大塚委員提出資料

3-4 末吉委員提出資料

3-5 関澤委員提出資料

3-6 森本委員提出資料

3-7 山口委員提出資料

参考資料1 排出量取引の国内統合市場の試行的実施について

参考資料2 国内排出量取引に関する言及について

参考資料3 制度の概要

参考資料4 排出量取引に関する各国の状況について

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」についての基本的考え方

1. 制度の骨格

- 企業等が自主的に参加する試行として実施する。 すなわち、
 - ・ できるだけ多くの業種・企業が参加するよう、参加しやすい仕組みを検討。
 - ・ 現行の目標達成計画、産業部門対策等の柱である自主行動計画の取組にも役立つものとする。
 - ・ 本格導入する場合に必要な条件、課題等を明らかにする。
(※) 将来の義務的な排出量取引制度の導入を前提としたものではない。
- 実効性あるルールの構築を図る。すなわち、
 - ・ 削減努力や技術開発に繋がる実効性あるルールづくり。
 - ・ マネーゲームが排除される、健全な実需に基づいたマーケットづくり。
 - ・ 技術とモノづくりが中心の日本の産業に見合った制度の検討。
 - ・ 国際的なルールづくりの場でのリーダーシップの発揮につなげる。

2. 基本的枠組み

いわゆる排出量取引の根幹となる、以下の枠組みを軸に実施する。

- 企業が自主的に削減目標を設定し、その達成を目指して排出削減を進める。
- 目標達成に当たり、排出枠・クレジットの売買を活用できる。

3. 売買可能な排出枠・クレジット

多様な削減努力を促進する観点から、以下のような様々なバリエーションの排出枠・クレジットを売買可能とする。

- 企業が自主的に設定した削減目標の超過達成分（排出枠）
- 国内クレジット（中小企業や森林バイオマス等に係る削減活動による追加的な削減分）
- 京都クレジット

4. 削減目標の設定

試行という性格上、また、現行の自主行動計画での目標との整合上、

- 削減目標は企業が自主的に設定する（ただし、安易な売り手の参加を助長しないよう、一定の設定方法を検討。）。
- 排出量だけでなく、排出原単位による目標の設定を認める。

5. 自主行動計画との関係

京都クレジット及び国内クレジットについては活用可能（国内クレジットについては詳細を産業界の意見も聴取しつつ検討）。「削減目標の超過達成成分（排出枠）」については、国内統合市場の趣旨を踏まえ、自主行動計画の達成のために活用可能とする方向で検討を進めるべきと考えられる。

（※）「削減目標の超過達成成分（排出枠）」を活用可能とするための前提、条件は要検討。

6. 排出枠・クレジットの信頼性確保

排出枠・クレジットの信頼性の確保のための方策（排出量のモニタリング・報告・検証、排出枠・クレジットの管理システム等）を適切に実施。

試行的実施に向けた論点の整理

- 本仕組みは、参加者が自主的に排出削減目標を設定した上で、その達成のための取引を認めるもの。これは、「試行」の軸となる仕組みであり、とりわけ自主行動計画を策定しているようなわが国の主要な業種・企業の参加が期待されている。
- できるだけ多くの業種・企業が参加できるようにするためには、自主行動計画の目標との整合性を担保し、本仕組みの排出削減目標の達成に充当する排出枠等が自主行動計画の達成にも活用できるようにすることが必要。

(1) 対象ガス

- エネルギー起源CO₂を基本とすることが考えられる。
- その他のガスについては、産業界の意見も聴取しつつ、目達計画や自主行動計画との整合性を確認した上で追加することも検討する。
(原則として、京都議定書の対象ガスである6ガスを対象とすべきであるとも考えられるが、わが国における各ガスの排出量全体に占める重要性、モニタリング精度、目達計画や自主行動計画における位置づけ等を踏まえて対象とし得るガスとその排出源を絞り込むことが必要。)

(2) 排出削減目標の設定主体

- 試行であることから、事業所・個別企業・複数企業（企業グループ）など各種主体の参加を柔軟に認めることが考えられる。ただし、原則として「業界団体を構成する企業全体」での参加は認めない（原則に依ることができず、「業界団体を構成する企業全体」での参加を検討せざるを得ない場合は、その事情について厳格に判断）。

(3) 排出削減目標の設定方法

① 新たに導入する設定方法

以下の (i)、(ii) の設定方法から選択可能とすることが考えられる。

- (i) 自主行動計画における目標を今般の排出削減目標の目安として活用し、目標を設定する方法（原単位目標又は排出量目標のいずれかにするかは選択可）

(例えば、業界団体の有する原単位又は排出量の自主目標をそのまま活用することが考えられる。また、企業の目標設定のあり方については、自主行動計画との整合性の確保などの観点に加え、安易な売り手の参加を助長しないよう、一定の設定方法を検討。例えば、個別企業が参加する際の目標設定において、所属する業界団体の定める自主行動計画の目標又は実績のいずれかのうち高い水準のもの以上、かつ、当該個別企業の実績以上のもの

のとなるよう設定をすることなどが考えられる（産業界の意見を聞きつつ検討）。

（ii）その他の設定方法（産業界の意見を聞きつつ検討）

② J V E T Sにおける排出削減目標の設定方法

補助金あり参加者については補助金対象の設備による排出削減効果を見込んだ排出削減目標を、補助金なし参加者については省エネ法上の原単位低減目標を踏まえた排出削減目標を設定。

（４）原単位目標を選択した企業等における活動量の扱い

以下のいずれかを選択できることとする。

- ① 目標年度の見込活動量。事前に排出枠を交付。
- ② 目標年度の活動量（実績ベース）。事後的な精算。

（５）排出削減目標の設定年度

○ 新たに導入する設定方法（（３）①）については、自主行動計画との整合性を確保する観点から、以下のメニューが考えられる。

① ２００８～２０１２年度の毎年度の排出削減目標を設定し、毎年度、遵守の評価を行う方式。

（この場合、自主行動計画との整合性を確保するため、バンキング、ボローイングを認めることとする。）

- ② ２０１０年度の目標を設定し、同年度の遵守の評価を行う目標設定方式。
- ③ その他の方式（産業界の意見も聴取しつつ検討）

○ なお、環境省自主参加型国内排出量取引制度（J V E T S）への参加者については、２００８年度から毎年度、年度単位で目標を設定し、毎年度評価を行う方式とする。

（６）試行的実施における排出削減目標の達成に充当できる排出枠・クレジット

「国内統合市場の試行」で取扱う各種排出枠・クレジットは、以下のとおり。

以下のどの排出枠・クレジットについても、（３）の①、②双方における排出削減目標の達成に充当できる。

- ① 個々の企業等の排出削減目標の超過達成分（（３）①による排出枠）
- ② J V E T Sの排出枠
- ③ 国内クレジット
- ④ 京都クレジット

(7) 新たに導入する設定方法による排出枠の交付及び取引

上記(6)の①の排出枠の取引について、以下のいずれかを選択できることとする。

- ① 目標年度終了以前にも、取引を実施可能。(排出量目標、又は原単位目標と活動見込み量の組み合わせにより求められる排出量により、事前に排出枠を決定・交付)
- ② 目標年度の実績を踏まえ、実際の「超過達成分」のみを事後的に取引

(8) 排出枠・クレジットと自主行動計画との関係

上記(6)にある「国内統合市場の試行」で取扱う排出枠・クレジットのうち、上記(6)の③(詳細は産業界の意見も聴取しつつ検討)、④のクレジットについては、自主行動計画の目標達成のために活用可能。他方、上記(6)の①、②(現行制度においては、自主行動計画の目標達成に反映されていない)の排出枠については、「国内統合市場」の趣旨を踏まえ、自主行動計画の達成のために活用可能とする方向で検討を進めるべきと考えられる。(3)削減目標の設定方法とも関連するが、活用可能なものとするための前提、条件は要検討。

(9) 取引への参加主体

- ① 排出削減目標の設定主体(新たに導入する設定方法及びJVETSへの参加者)
- ② 京都クレジット及び国内クレジットの供給者
- ③ 取引仲介者

※ 取引については、当初は相対取引が中心となるが、将来の取引所取引の活用の可能性も視野に入れることとする。

※ 取引ルールの設定に当たっては、マネーゲームとは何か、それを防ぐ有効かつ適切な手段は何かを議論した上で、マネーゲームを排除するための必要な工夫をすることとする。

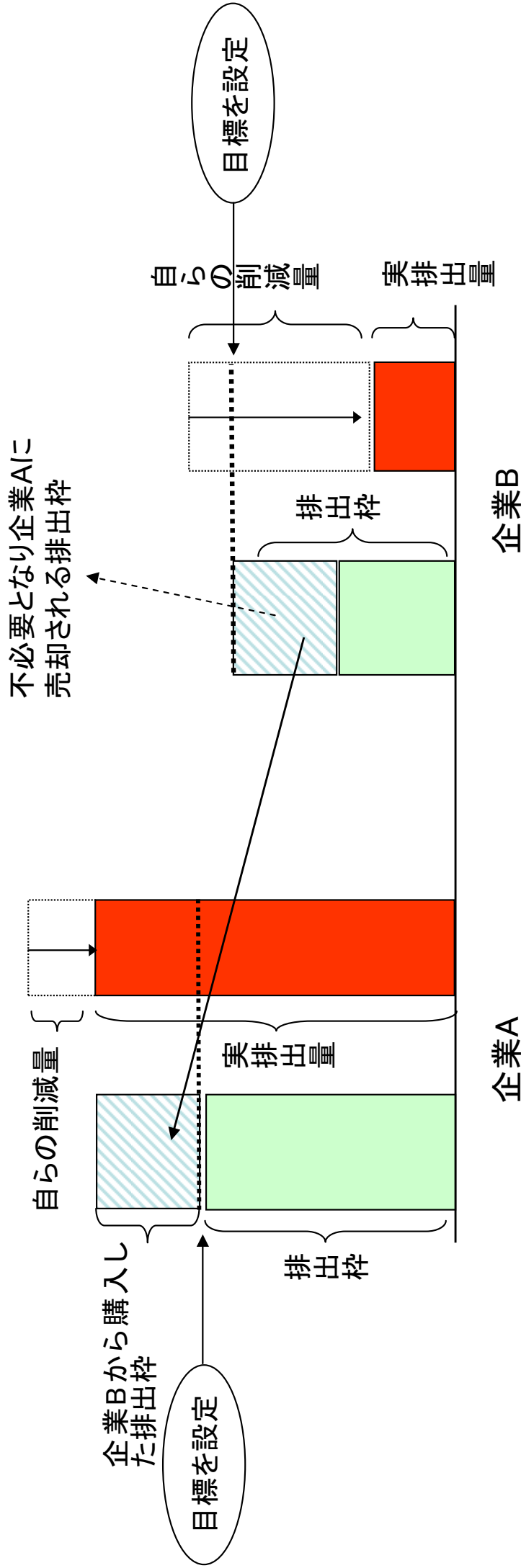
(10) 制度のインフラ

排出枠やクレジットの信頼性を確保するため、排出量のモニタリング・報告・検証を適切に実施し、また、適切な排出枠・クレジットの管理システムを使用することとする。

個々の企業等の排出削減目標の達成、超過達成分の取引(排出枠)の概要

自主的に参加する企業が、排出削減目標設定とその達成に取引を認める国内排出量取引制度の仕組みの試行について検討中。

＜制度のイメージ＞



(注1) 個別企業等が、目標を原単位目標又は排出量目標にするかは選択可能。目標の設定方法については、例えば、自主行動計画における業界団体の有する原単位又は排出量目標を目安として活用することが考えられる。

(注2) 自主行動計画の達成のために活用可能とする方向で検討を進めるべきと考えられるが、削減目標の設定方法とも関連し、活用可能なものとするための前提、条件は要検討。

自主参加型国内排出量取引制度の概要

②温室効果ガス排出抑制
設備導入への補助 (1/3)

削減対策実施期間(H21年度)

～H20.4月

①募集・採
択

③設備整備期間
基準年排出量の算
定と第三者検証

稼働(H21.4月～)

④排出枠の交付
参加企業は22年8月末
まで取引可能

終了(H22.3月)

⑤平成21年度排出量
の算定と第三者検証

H22.8月末

⑦参加企業は、
実排出量に応
じた排出枠等
を提出

⑥調整期間(4～5ヶ月
程度)
必要な場合は排出枠
等の取引を行うことが
可能

(補助対象設備)

- ・省エネ・代エネによるCO2排出抑制設備 (石油特別会計)
- ・予算額: 30億円(H20年度)

(設備補助申請の際に必要な事項)

- ・排出削減予測量
- ・基準年排出量 (過去3年間の平均)

※参加は工場・事業場単位

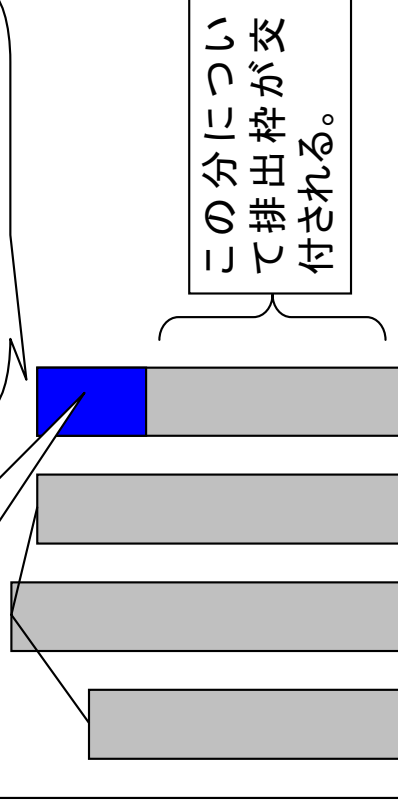
28

政府が費用効率性を勘案して採択※
補助率1/3

削減予測量

温室効果ガス排出量

基準年排出量
(過去3年の平均)



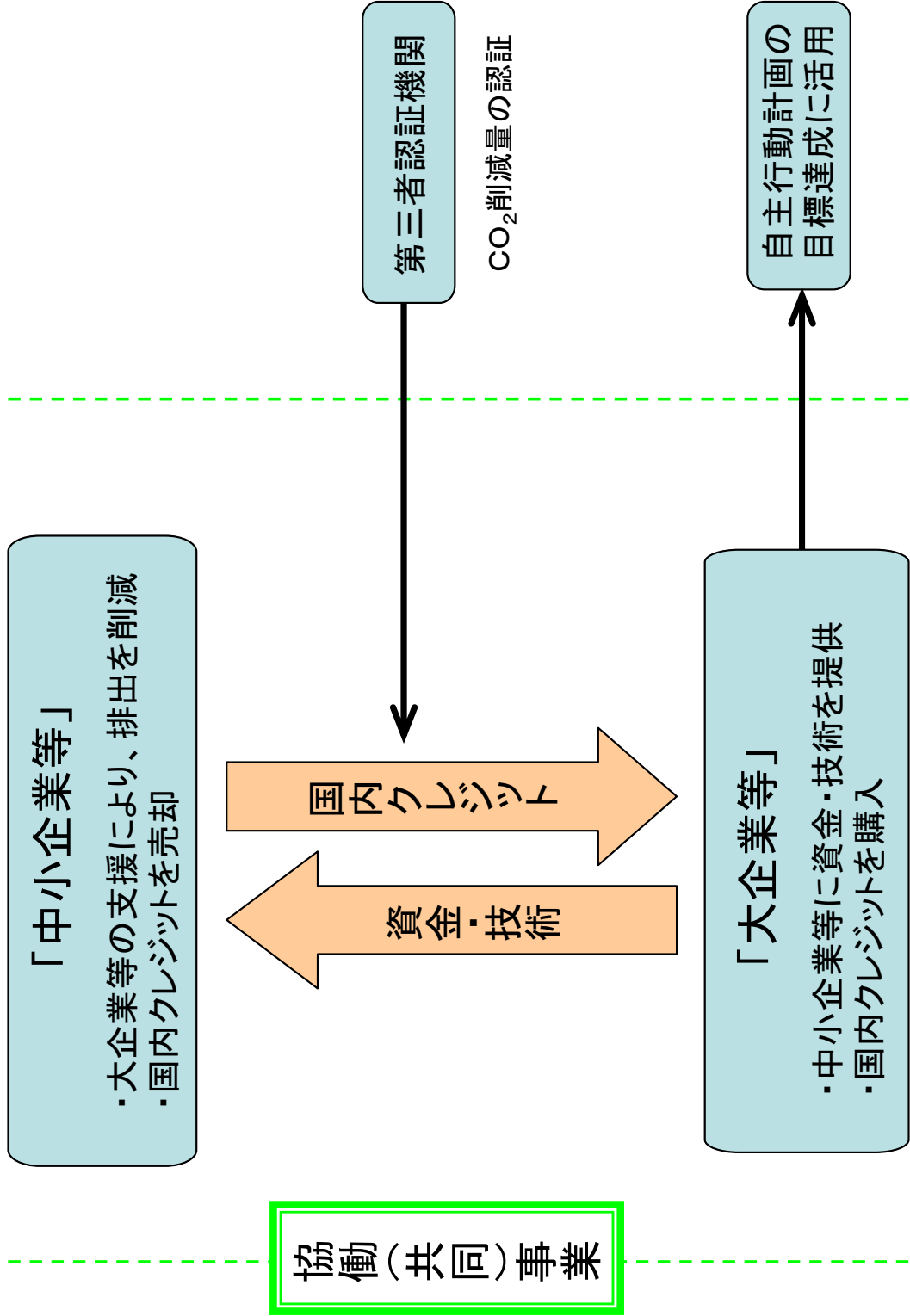
H17 H18 H19 H21

<ポイント>

- 最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還
- 他企業から購入した排出枠やCDMクレジットを使用することができる。

国内クレジット制度について

＜国内CO₂削減プロジェクトのイメージ＞



中小企業のみならず、農林(森林バイオマス)、民生部門等においても排出削減に貢献。

例)化石燃料から木質バイオマスへの燃料転換(農業)、荷主によるモーダルシフト(運輸部門)

クリーニング店における設備更新(民生部門)

地球温暖化問題に関する懇談会 政策手法分科会 委員名簿

敬称略（50音順）

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 植田 和弘 | 京都大学大学院経済学研究科教授 |
| 枝廣 淳子 | 有限会社イーズ代表取締役 |
| 大塚 直 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| 茅 陽一 | 財団法人地球環境産業技術研究機構副理事長・研究所長 |
| 黒川 清 | 内閣特別顧問 |
| 末吉竹二郎 | 国連環境計画 金融イニシアティブ特別顧問 |
| 関澤 秀哲 | 社団法人日本鉄鋼連盟 環境・エネルギー政策委員会 委員長 |
| 寺島 実郎 | 財団法人日本総合研究所会長、株式会社三井物産戦略研究所所長 |
| 中里 実 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 森嶋 昭夫 | 財団法人地球環境戦略研究機関特別研究顧問 |
| 森本 宜久 | 電気事業連合会副会長 |
| 山口 光恒 | 東京大学先端科学技術研究センター特任教授 |